

青森総合流通団地でガスをご使用いただいているお客さまへ

# ガス小売の 自由化開始にともなう 青森ガスからのお知らせ

お問い合わせ先のご案内

青森ガスは今回のガス事業法改正に伴うお客さまからのご質問にお答えするため特設お客さまセンターを開設しました。

〈専用ダイヤル〉 **0120-978-077**

期 間 平成29年3月1日（水）～6月30日（金）

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

（土、日、祝日除く）



豊かで潤いのある暮らし **アオガス**

**青森ガス株式会社**

青森市港町三丁目6番33号

<http://www.aogas.co.jp/>

## ご契約中のお客さまへ

平成 29 年 3 月 31 日時点で簡易ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきます。

### 対象契約種別

簡易ガス供給契約、空調夏期契約

### 変更のポイント

- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② 当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします)
- ③ 各種約款の変更(契約期間の延伸を含みます)の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。

※原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定(簡易ガス供給約款 23(2)②ただし書)を削除します。

- ④ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。  
※変更後の供給条件(約款)は当社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。  
(書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。)

**※上記変更内容をご承諾いただき、これまでどおり青森ガスをご利用いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください。



# ガス小売の自由化について

## ガス小売自由化および供給地点特定番号のご説明

- ・ ガス事業法が改正され、平成29年4月からガス小売の自由化が実施されることとなり、ガス供給区域の独占制並びに料金規制が廃止されます。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。
- ・ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。
- ・ ガス小売自由化に伴い、お客さまのガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」（10桁）が設定されます。当社は「供給地点特定番号」として従前より「ガスご使用量等のお知らせ（検針票）」に記載の「お客さま番号」を使用いたします。

今後とも、青森ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

**平成29年4月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、お手続きは不要です。**

## (ご参考) ご契約内容の概要について

### ■ 料金単価表

名称	適用条件	区分	基本料金	基準単位料金	
一般契約	なし	A	0～8㎡まで	927円00銭	361円62銭/㎡
		B	8㎡超～30㎡まで	1,200円00銭	327円49銭/㎡
		C	30㎡超	2,173円49銭	295円04銭/㎡

- 上記の料金は早収料金（すべて税抜）です。実際に適用する単価（円/㎡）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 一般契約の詳細および空調夏期契約のお客さまの料金単価表は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください(書面をご希望の場合はご連絡ください)。

(URL <http://www.aogas.co.jp/>)

- お客さまの契約種別は「ガスご使用量等のお知らせ(検針票)」をご覧ください。

### ■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます(変更のポイントを参照ください)。

### ■ **今回は制度の変更のお知らせであり、料金の変更はございません。**